

ダイヤル通話の料金明細内訳サービス

サービス概要

お客さまのダイヤル通話料金についてお問い合わせがあった場合に、お客さまが“いつ、どこへ、どれだけ”ご利用になったのかを、お知らせするサービスです。1986年3月に東京で最初に導入し、1995年3月に全国への導入が完了しました。

通信の秘密確保及びプライバシーの保護

通話明細内訳の記録やお問い合わせの回答にあたっては通信の秘密確保及びプライバシー保護のため、次のように厳正・慎重に対処します。

- 通話明細内訳の記録は次のとおり、契約者のご希望に基づいて行います。
なお、記録の種類はお客さまの意向によっていつでも変更できます。

- ① 通話明細内訳の記録を希望する。
 - ② 通話明細内訳の記録を希望するが、通話相手の電話番号の下4ケタは消去する。
 - ③ 通話明細内訳の記録を希望しない。

*着信無料通話(116、113、フリーダイヤル等)については記録いたしません。

- ダイヤル通話の通話明細内訳のお問合せは、当社料金請求書等へ記載の「料金お問合せ先」までお願いします。
- 通話明細内訳は、原則として支払期限の2ヵ月後に消去します。
- 通話明細内訳書の送付

ご希望のお客さまに「通話明細内訳書」を送付します。

なお、お客さまの送付希望の内容により、表示内容および送付方法などは次のとおりです。

- ・表示内容
通話明細内訳書には、1ヵ月分の通話月日、通話先電話番号、通話時間などを1通話ごとに表示します(携帯電話などへの通話含む)。
- ・送付方法
請求書または口座振替のご案内に同封して送付します。
- ・通話明細内訳作成料
通話明細内訳書の作成枚数に応じて作成料がかかります(郵送料は無料です)。
9枚まで110円、50枚まで264円、100枚まで781円、800枚まで1,177円。
(なお、「Myビリング」をご利用の場合は無料です。)

翌月合算請求

サービス概要

2018年11月請求分より、奇数月(1・3・5・7・9・11月)のご請求額が5,000円未満*1の場合は、翌月の偶数月(2・4・6・8・10・12月)に2ヵ月分をまとめて請求しています。

*1 2025年1月請求分より、ご請求額が8,000円未満の場合、翌月合算に変更となります。

- 対象となるお客さま

NTT西日本、NTTファイナンス株式会社からご請求する弊社サービス*2をご利用のお客さま

*2 弊社サービスとは、加入電話、INSネット(総合デジタル通信サービス)、フレッツ光、フレッツ光のオプションサービス、フレッツ・ADSL(DSLアクセスサービス)、フレッツ・ISDN(インターネット関連サービス(IP電話を除く))等です。光コラボレーションモデルは対象外。ただし、フレッツ光のオプションサービスを個別にご利用いただいている請求は、翌月合算の対象となります。

- 主な対象外請求*3

以下の場合は請求額にかかわらず毎月請求となります。

- ・複数回線を1請求にまとめて一括でご請求している場合
- ・複数回線の請求書等をひとつの封筒にまとめてご請求している場合
- ・ご請求額に料金回収代行サービスご利用分が含まれている場合
- ・NTTファイナンス株式会社の「おまとめ請求」をご利用されている場合
- ・通話明細を紙媒体でご提供している場合
- ・「フレッツ光」の工事料金を分割してお支払いされている場合
- ・「ひかり電話A(エース)(IP電話サービス)」をご利用でMyビリングをご利用されていない場合
- ・「フレッツ光」の割引サービス*4をご利用でMyビリングをご利用されていない場合

*3 上記記載の主な対象外請求のほか、広域イーサネット、専用線サービス、公衆電話、ご解約時の最終料金は翌月合算の対象外となります。

*4 Myビリングをご利用されていない場合に、翌月合算の対象外となる割引サービスは、「光もっと割」「Web光もっと2割」「ドーンと割」「ドーンと学割」「光はじめ割」「フレッツ光クロス月額利用料割引」「光はじめ割クロス」「光はじめ割ネクスト」です。

※2023年12月31日をもって市外通話明細は廃止、全通話明細のみの提供となっています。